

## さいたま市告示第905号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和7年5月28日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 届出の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 浦和イーストシティショッピングプラザ  
所 在 地 さいたま市南区大谷口明花5605番1

#### (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社新都市ライフホールディングス  
代 表 者 代表取締役 田中 伸和  
住 所 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

#### (3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 小林 昭次  
東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

（変更後）株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 田中 伸和  
東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

#### (4) 変更の年月日

令和6年10月15日 外

#### (5) 変更する理由

代表者氏名及び住所の変更による

### 2 届出年月日

令和7年5月14日

### 3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和7年5月28日から令和7年9月29日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

### 4 届出及び添付書類の縦覧場所

届出及び添付書類は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できます。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/002/010/008/p121053.html>

トップページ > 事業者向けの情報 > 環境・産業・企業立地 > 産業支援 > 大規模小売店舗立地法 > 令和7年度大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要（法第6条第1項受理分）

### 5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

#### (1) 意見書の提出期間

令和7年5月28日から令和7年9月29日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944